

長野県林業大学校運営協議会規程

(設 置)

第1条 長野県林業大学校に長野県林業大学校運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 運営協議会は、学校長の諮問機関として、学校運営に関する諸問題等について各界各層の意見を広く聴取することにより、円滑な学校運営に資することを目的とする。

(組 織)

第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる運営協議員をもって組織する。

ただし、必要と認められる場合は、関係者を出席させることができる。

- | | | |
|-----|--------------|-----|
| (1) | 学識経験者 | 若干名 |
| (2) | 地元有識者 | 〃 |
| (3) | 業界関係者 | 〃 |
| (4) | 県関係者（学校長を含む） | 〃 |

(任 命)

第4条 学校長は、前号各号に規定する運営協議員を委嘱することができる。

(会 議)

第5条 運営協議会は、学校長が必要と認めた場合、又は委員の3分の1以上の請求がある場合に、学校長は運営協議会を招集し、その議長となる。

(懇話会)

第6条 本会に入学、就職等当面の学校運営の課題に対応するため、懇話会を置くことができる。

- 2 懇話会の委員は学校長が委嘱し、会議は必要に応じて学校長が招集する。
- 3 会議の議長は、学校長がこれにあたる。

付 則

本会規程は、平成4年9月1日から施行する。

付 則

本会規程は、平成12年6月15日から施行する。